



県内の交通事故発生状況

《令和6年5月末現在の人身事故》

	件数	死者	傷者
本年	1004	9	1226
前年	1073	15	1313
増減	-69	-6	-87

〈高齢者の事故〉

※高齢者…65歳以上をいう



	件数	死者	傷者
本年	345	6	195
前年	336	5	165
増減	+9	+1	+30

交通事故は前年に比べて発生件数、死者数、傷者数ともに減少しました。しかし、高齢者の事故を見てみると、発生件数、死者、傷者ともに増加しています。

夏の交通安全県民運動

令和6年7月15日（月）～7月24日（水）



この時期になると、夏季の行楽シーズンに向けて交通量が増加し、夏休みに伴い自宅周辺などで子供たちの活動が活発化します。

道路を利用する全ての人々が事故なく安全に過ごせるように、交通事故防止を徹底していきましょう！

運動の重点

- 1 子どもを始めとする歩行者の安全の確保
- 2 自転車・特定小型原動機付自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- 3 飲酒運転・妨害運転等の危険運転の根絶
- 4 横断歩道利用者ファースト運動の推進



重点のポイント

自転車安全利用五則を守りましょう！

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

「自転車は車の仲間」です！



守れていますか？横断歩道のルール



ドライバーの方は、横断歩道で歩行者が横断しようとしているときは、横断歩道の手前で**一時停止**しましょう。

歩行者の方は、道路を横断するときは横断歩道を利用し、左右の安全確認をして、車が停止してから横断しましょう。



危険運転の根絶

飲酒運転や妨害運転等の危険運転は犯罪です。少しでもお酒を飲んだら運転はやめましょう。また、十分な車間距離を保つとともに無理な進路変更、追越し、幅寄せなどは絶対にやめましょう。

飲酒運転・妨害運転「しない、させない、ゆるさない」

お試し自主返納のご案内

ご好評につき、第2弾実施

お試し自主返納とは、運転に不安を感じる高齢ドライバーに、自主的に自動車を運転しない生活を任意の期間（1か月間程度）体験してもらい、公共交通機関の利便性や家族のサポート等に対する「気づき」を促して、自主返納を促進するものです。

今年度は3つの参加特典付き

LEDライト



反射キーホルダー



「お試し自主返納証」などを入れられるカードケース



協賛店は
こちら
で確認！



※お試し自主返納参加者は運転免許の保有者ですので、同免許で該当する車両を運転することは可能です。

但し、目的の趣旨をご理解いただき、運転はお控えください。

対象者

- ・運転免許を保有
- ・県内在住の高齢者（65歳以上）

募集人数

先着200人

募集期間

令和6年5月7日
から

参加期間

1か月間程度で
本人が希望する
時期

滋賀県警察本部 交通企画課 高齢者交通安全推進室 ふれあいチーム
電話：077-522-1231（代表） 平日 8：30～17：00

事業所内に掲示するなど、多くの方々にご覧いただけるようご協力ください。
TEL 077-522-1231（代表） Eメール x0022@police.pref.shiga.jp